

## 〔修善寺地区〕

### 納めていただく対象

受益者負担金、分担金は、下水道が整備されて処理区域となった土地（受益地）にかかり、その土地の所有者（受益者）が対象になります。ただし、永続的な権利を有する方がある場合（たとえば借地人である家屋の所有者）は、その方が受益者になります。

### 負担（分担）金額

下記の表の1㎡当たりの金額を、対象となる土地の面積に乗じて算出します。

第1負担区	修善寺	1㎡当たり	175円
第2負担区	瓜生野、熊坂、柏久保の一部、牧之郷の一部	1㎡当たり	190円
第3負担区	小立野、柏久保の一部、牧之郷の一部	1㎡当たり	200円
本立野分担区	本立野、大平	1㎡当たり	200円

### 受益者分担金の計算例

大平に250㎡の土地を所有している場合

$$250\text{㎡} \times 200\text{円} = \underline{50,000\text{円}}$$

## 〔土肥地区〕

### 納めていただく対象

過去に受益者分担金を賦課されていない土地で下水道をご利用いただく場合には、受益者分担金の納付をお願いすることになります。

### 分担金額

下記の合計額が分担金額になります。

- ①地積割額 宅地の面積に1㎡当たり350円を乗じて得た額
- ②事業割額 受益者で事業を営む者については別に規則で定める額

### 受益者分担金の計算例

250㎡の土地に専用住宅を建築し下水道に接続される場合

$$250\text{㎡} \times 350\text{円} = \underline{87,500\text{円}}$$

## 〔天城湯ヶ島地区〕

### 納めていただく対象

過去に受益者分担金を賦課されていない土地で下水道をご利用いただく場合には、受益者分担金の納付をお願いすることになります。

### 分担金額

下記の合計金額が分担金額になります。

- ①均等割額 建物1棟当たり100,000円（付属建物を除く）
- ②地積割額 宅地の面積に1㎡当たり500円を乗じて得た額
- ③事業割額 受益者で事業を営む者については、別に割り当てる額
- ④公共枿取出しに要する工事費に100分の10を乗じて得た額

### 受益者分担金の計算例

250㎡の土地に専用住宅1棟を建築し、公共枿取出し工事費が300,000円の場合

（均等割額）100,000円

（地積割額） $250\text{㎡} \times 500\text{円} = 125,000\text{円}$

（取出し工事費分） $300,000\text{円} \times 10/100 = 30,000\text{円}$

（合計） $100,000\text{円} + 125,000\text{円} + 30,000\text{円} = \underline{255,000\text{円}}$

## 〔中伊豆地区〕

### 納めていただく対象

下水道に接続される際に分担金を納めていただきます。

### 分担金額

水道給水装置の口径別による分担金になります。

水道給水装置の口径	金額
13mm	190,000円
20mm	210,000円

※上記以外の口径については別途定める